



高齢運転者並びにご家族の皆様へ

平成29年3月12日から、**高齢運転者免許制度**が変わります。

「認知機能検査」は、「検査時の年月日、曜日、時間」、「いくつかの絵を記憶する」、「時計を描く」などの検査方法から、「記憶・判断力」が、

- 『低くなっている』・・・(第1分類)
- 『少し低くなっている』・・・(第2分類)
- 『心配ない』・・・(第3分類)

の**3段階**で判定します。

75歳以上の方が、免許更新時の「認知機能検査」の結果、第1分類と判定された場合、認知症に関する医師の診断書提出などが義務化され、認知症と診断された場合、免許が取消しとなります。

75歳以上の方が、認知機能が低下した場合に行われやすい18種類の交通違反・事故（信号無視・一時不停止など）をした場合、

- **臨時に認知機能検査**を受けることが**義務化**
- **第1分類**と判定された場合、認知症に関する**医師の診断書提出などが義務化**（認知症と診断された場合、免許が取消し）
- 認知機能が低下している方は、**臨時の高齢者講習**を受けることが**義務化**

されます。

詳しくは、運転者教育センター等へご質問ください。

75歳以上の方は、免許更新前に行う「認知機能検査」の受検場所が変更されます。(注:検査後、自動車学校にて高齢者講習を受講)

- **運転者教育センター**(春江・嶺南・丹南・奥越)の**4か所**で実施
対象となる方には、**日時・場所を指定した通知書を送付**いたします。

運転者教育センターでは、**運転適性相談**を行っています。

病気や加齢等により車の運転に支障が生じている方や「少し運転がおかしいな。」「このまま運転して大丈夫かな。」など、運転に不安がありましたら、ご相談ください。

また、運転免許証を返納される方は「**高齢免許返納者サポート制度**」をご利用頂けます。詳しくは、お住まいの自治体・運転者教育センターまでお問い合わせください。

福井県運転者教育センター 電話 0776-51-2820
高齢ドライバー相談ダイヤル 電話 0776-51-2221